

新しい個人情報保護制度を理解するために、

個人情報を取り扱う全ての自治体職員必携の一冊

2021年
改正対応

自治体のための **解説** [改訂版]

個人情報保護制度

— 個人情報保護法から各分野の特別法まで —

東京大学名誉教授 宇賀克也 著

A5判・316頁 定価:3,300円(本体:3,000円+税10%)

2021年の個人情報保護3法の統合を含めた大改正
及び「個人情報の保護に関する法律についての事務
対応ガイド(行政機関等向け)」(2022年4月28日
公表)をふまえた改訂版。



第8章

個人情報保護法の改正と地方公共団体の対応

1 2021年改正

令和3年法律第37号により、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法は廃止され、その内容は、一定の修正を受けた上で、個人情報保護法5章(行政機関等の義務等)に統合された。また、同章の規定は、基本的に地方公共団体にも適用されることになった。我が国の個人情報保護法の大きな特色をなしていた分権的個人情報保護法は転換を余儀なくされたのである。もっとも、令和3年法律第37号の下でも、地方公共団体が、一定の範囲で個人情報保護に関する条例を制定することは可能である。そこで、以下、令和3年法律第37号の下での個人情報保護に関する条例について述べることにする。

2 理念・責務規定

従前の個人情報保護条例の中には、前文において個人情報保護の基本理念を謳ったり、実施機関のみならず、事業者や住民の責務についても定めたりするものが稀でなかった。本法においては、3条で基本理念が定められているが、より詳細な基本理念を本法施行条例に規定することは可能である。また、本法は、国の責務(4条)及び地方公共団体の責務(5条)について定めているが、個人情報保護条例の中には、事業者や国民の責務についても定めるものがあつた。本法施行条例においても、事業者や国民の責務について定めることは可能である。

62

第8章 個人情報保護法の改正と地方公共団体の対応

3 死者に関する情報

個人情報保護条例においては、死者の情報も「個人情報」に含めるものが少なくなかった。

2020年2月27日から3月23日にかけて個人情報保護委員会事務局が行った個人情報保護条例に係る実態調査結果によると、都道府県の約64パーセント、市区町村の約58パーセント、一部事務組合等(一部事務組合、広域連合、地方開発事業団)の約35パーセントが、死者に関する情報を「個人情報」に含めていた。しかし、個人情報保護法は、公的部門と民間部門を通じて、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定したため、地方公共団体又は地方独立行政法人が保有する死者の情報は「個人情報」に該当しないことになった。もっとも、死者の情報を適切に取り扱うことは、死者及びその遺族の尊厳を守るために必要なことである。したがって、これまで死者の情報を個人情報保護条例で保護していた地方公共団体はもとより、そうでなかった地方公共団体も、個人情報保護法施行条例とは別に、死者の情報を保護する条例を制定すべきであろう。

4 議会

個人情報保護条例においては、議会を実施機関とするものが多かった。これに対して、本法2条11項における「行政機関等」の定義規定においては、「地方公共団体の機関」から議会が除外されている(同項2号)。しかし、議会の保有する個人情報の取扱いに関する法的規制がなくなることは、個人情報保護の大きな後退といわざるを得ない。本来であれば、国会についても、その事務局、法制局については、行政機関と同様に、本法と同内容的法的規律があつてしるべきであり、個人情報保護に関する法的規律について、地方議会が国会に合わせるべきではない。したがって、これまで、議会を個人情報保護条例の実施機関としていた地方公共団体はもとより、そうでなかった地方公共団体においても、議会の保有する個人情報

63

第1部 個人情報保護法における行政機関等に関する定め

報の保護に関する条例を制定すべきであろう。

5 条例要配慮個人情報

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」という(本法60条5項)。地方公共団体が条例要配慮個人情報を選定した場合は、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を個人情報ファイル簿に記載する必要がある(本法75条4項)。

6 個人情報ファイル簿

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人も、個人情報ファイル簿を作成し公表することを本法で義務付けられた(本法75条1項)。他方、行政機関(会計検査院を除く)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に所定の事項を通知することとされているのに対し(本法74条1項)、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知についての定めは本法には置かれていない。しかし、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においても、個人情報ファイルの名称及びその利用目的、ファイル記録項目並びにファイル記録範囲等について、長等に事前通知し、長等が事前チェックする必要性は認められる。そのような事前通知制度は地方公共団体又は地方独立行政法人の内部管理の問題であり、本法施行条例で定めることが可能である。

また、本法74条2項9号、本法施行令20条2項により、本人の数が1000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務は課されていない。しかし、地方公共団体又は地方独立行政法人にお

64

各行政分野における個人情報の保護と利用の考え方について
最新動向をふまえて解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1部 個人情報保護法における行政機関等に関する定め

第1章 総則

第2章 行政機関等における個人情報等の取扱い

第3章 個人情報ファイル

第4章 開示、訂正及び利用停止

第5章 行政機関等匿名加工情報の提供

第6章 雑則

第7章 罰則

第8章 個人情報保護法の改正と地方公共団体の対応

- 1 2021年改正
- 2 理念・責務規定
- 3 死者に関する情報
- 4 議会
- 5 条例要配慮個人情報
- 6 個人情報ファイル簿
- 7 個人情報取扱事務登録簿
- 8 不開示情報
- 9 開示請求等及び開示決定等に係る手続的事項
- 10 手数料
- 11 訂正請求及び利用停止請求に係る開示決定前置
- 12 審査請求
- 13 苦情処理
- 14 地方公共団体に置く審議会等への諮問
- 15 首長部局の内部組織
- 16 施行状況の公表
- 17 行政機関等匿名加工情報

第2部 個人情報保護に係る特別法

第1章 マイナンバー(番号)法

第2章 防災行政における個人情報の利用と保護

- 1 災害対策基本法改正の経緯
- 2 避難行動要支援者名簿
- 3 避難行動要支援者名簿の記載(記録)事項
- 4 要配慮者情報の内部利用
- 5 要配慮者情報の提供の求め
- 6 避難行動要支援者名簿の利用・提供
- 7 名簿情報を提供する場合における配慮
- 8 秘密保持義務
- 9 個別避難計画
- 10 安否情報の提供
- 11 罹災証明書
- 12 被災者台帳
- 13 マイナンバー(番号)法との関係
- 14 市区町村の課題

第3章 医療ビッグデータの利用と保護

第4章 住民基本台帳に係る個人情報保護

第5章 選挙人名簿抄本の閲覧制度

第6章 戸籍法における個人情報保護

第7章 地理空間情報に係る個人情報保護

第8章 統計情報

制度を運用する上で何がかわるのか、
どのように判断し対応すべきなのかわかる!

関連図書のご案内 法改正に対応すべき実務がわかる! 自治体職員のための2021年改正個人情報保護法解説

宇賀克也 編著 穴戸常寿・高野祥一 著 A5判・360頁 定価:2,970円(本体:2,700円+税10%)

2021年の個人情報保護法改正について、改正法の内容、改正による自治体実務に及ぼす影響と対応すべき事項について解説。

個人情報保護分野の第一人者である宇賀克也氏による編集

「個人情報保護制度の見直しに関する検討委員会」であり、法改正にたずさわった穴戸常寿氏による解説

元東京都職員である高野祥一氏による自治体実務を踏まえた解説

詳細・試し読み・お申込みはコチラ → **第一法規** 🔍 検索 CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

キ リ ト リ 線

申 込 書 (第一法規刊)

書 名	価格	部数
2021年改正対応 自治体のための解説個人情報保護制度 改訂版 個人情報保護法から各分野の特別法まで [090084]	定価 3,300円(本体3,000円+税10%)	部
法改正に対応すべき実務がわかる! 自治体職員のための2021年改正個人情報保護法解説 [076521]	定価 2,970円(本体2,700円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 様

ご住所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ E-mail _____ @ _____

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印